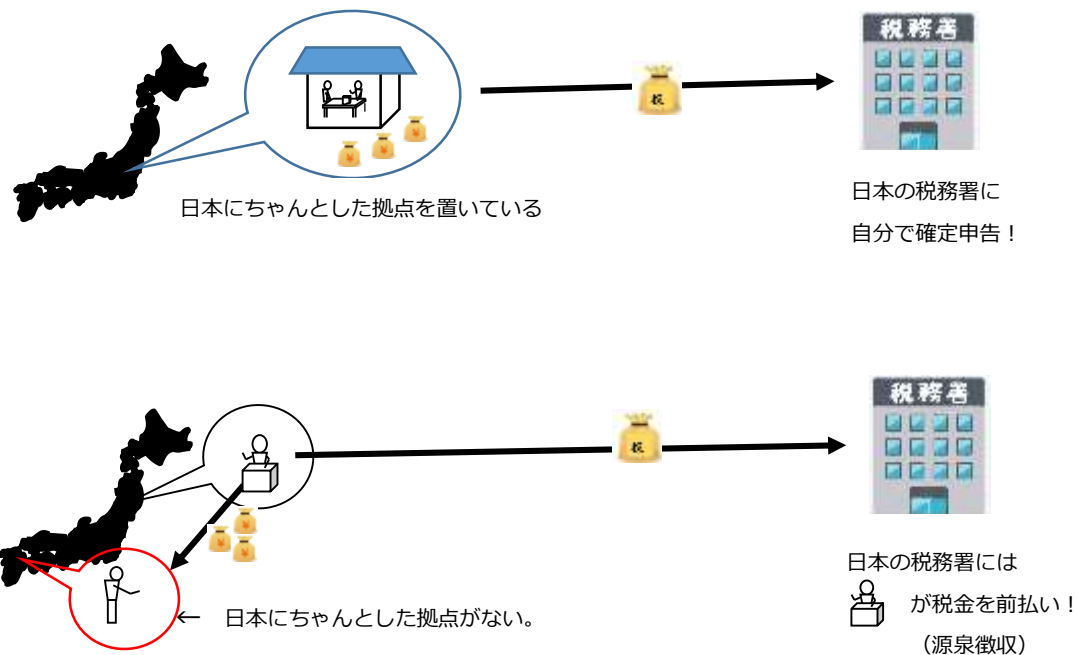


**外国に住んでいる人（非居住者）に、日本国内で稼いだ所得が発生した場合、
その所得に対する「税金」はどうやって日本の税務署に払ったらよいのでしょうか？**

日本国内に事業所などの一定の施設を設けて商売をしているような人は、日本に住んでいる人と同じく税務署で確定申告をするのが原則です。

そうでない人なら、ほとんどの場合、その所得を「支払う側」があらかじめ所得税を差し引いて税務署に払ってくれているので、確定申告などの処理は必要ありません。



No.2872 非居住者等に対する課税のしくみ[平成 26 年 4 月 1 日現在法令等]

…（前半部分省略）…「国内源泉所得」を有する「非居住者等」が国内に支店や事業所などの「恒久的施設」を有するか否か、どのような「国内源泉所得」を有するかにより、課税方法が異なります。…（途中省略）…

非居住者についてはその人が国内に恒久的施設を有する場合には、居住者と同様に（一定の所得は源泉徴収の上）申告納税方式を原則としていますが、その他の場合には原則として源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税方式が基本となっています。

（所法 2、5、7、161、164、169、171、178、法法 2、4、138、141）

No.2881 恒久的施設(PE) [平成 26 年 4 月 1 日現在法令等]

…（前半部分省略）…「恒久的施設」という用語は一般的に「PE」(Permanent Establishment)と略称されており、次の 3 種類に区分されています。（※以下、内容一部省略）（1）支店、出張所、事務所、工場等（2）建設作業等のための役務の提供で、1 年を超えて行うもの。（3）一定の代理人等。

日本国内に恒久的施設を有するかどうかを判定するに当たっては、形式的に行うのではなく機能的な側面を重視して判定することになります。例えば、事業活動の拠点となっているホテルの一室は、恒久的施設に該当しますが、単なる製品の貯蔵庫は恒久的施設に該当しないことになります。

（所法 5、161、164、所令 289、290、所基通 164-3、法法 4、138、141、法令 185、186、法基通 20-2-1）